

呉市農業者肥料等価格高騰対策事業補助金



呉市では、農業生産資材の価格高騰の長期化による農業経営への影響を緩和するため、農業生産者が購入する肥料（農林水産大臣又は県知事の登録を受けた肥料又は県知事に届出のある肥料）に対して購入費の一部を助成します。

交付対象者・事業内容

次に掲げる要件と表の助成要件をすべて満たす農業者の方が対象です。

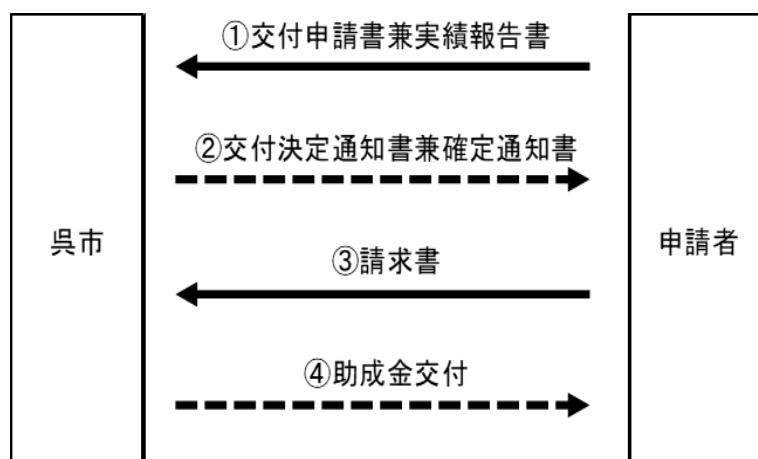
- (1) 市内に居住する方で、販売目的で農産物を生産する販売農業者、農業法人等
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 呉市暴力団排除条例（平成 24 年呉市条例第 1 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者

表 肥料価格高騰対策事業（堆肥を除きます。）

事業内容	助成要件
・販売農業者等が、自ら耕作する農地に施用する肥料(堆肥を除く)の購入費の一部を助成する。 ※ただし、国・県に登録(または届出)のある「鶏ふん」は対象とします。	・令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に肥料を購入(納品)し、かつ支払が完了している金額が税込 20 万円以上であること。
対象経費	補助額
・令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に購入した肥料代の内、肥料本体の購入代金の 10 分の 3 の額	・補 助 率▶ 対象経費の 2 分の 1 以内 ・補助上限▶ 20 万円(予算の範囲内) ・100 円未満切捨て

補助対象外経費	(1) 将来の使用に備えて過剰に購入したもの (2) 対象経費に係る消費税及び地方消費税 (3) 送付料、運搬費、散布費、振込手数料 (4) その他、事業の目的達成につながらないと認められる経費
---------	--

申請から助成金交付までの流れ



その他、交付要件等は呉市農業者肥料等価格高騰対策事業補助金交付要綱に基づきます。



申請書・添付書類

「呉市農業者肥料等価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書」に次に掲げる書類を添えて提出してください。

提出書類
① 交付申請書兼実績報告書及び(別紙)購入資材の一覧表 ② 令和8年1月1日から同年12月31日まで の間に購入した肥料の品名, 購入(納品)年月日, 請求明細及び支払済みが確認できる書類(領収書, 請求書, 納品書等)の写し ※口座引落としによる購入の場合は, 購入品明細書と引落とし日の通帳の写し ③ 市税の完納証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの)の写し ※完納証明書の取得先▶市民税課, 市民窓口課, 各支所 ④ 暴力団排除に関する誓約書 ⑤ 販売農業者であることが確認できる書類(直近の出荷伝票等のうち1点)の写し ※認定農業者・認定新規就農者は不要
上記①, ④の用紙及び交付要綱は, 呉市ホームページからダウンロードできます。 URL : https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/38/hiryoutoukakakukoutou.html
注意事項
▶ 購入した品名が, 提出書類で確認できないものは交付対象にできません。 ▶ 書類が不足しているものや, 記載不備のあるものは交付対象にできません。 ▶ 提出前に書類が揃っているか, 記載に不備はないか事前の確認をお願いします。

申請期限

令和9年1月20日(水) 農林水産課に必着

提出方法

- ア 農林水産課窓口へ直接持参
イ 市民センター経由便で提出
(必ず書類一式を封筒に入れて提出してください。)
ウ 郵送で提出 (必ず切手を貼ってください。)

市民センターで書類作成や内容審査, コピーはお受けできませんのでご了承ください。

お問合せ窓口 (提出先)	〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎5階 農林水産課 農業振興グループ(電話:0823-25-3318) 担当者:香野, 宅明
この補助金は, 国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。	